

栄養士免許申請に関する Q&A

- Q1 県外に住んでいるため、鹿児島県の収入証紙を購入することができません。どのように対応をすれば良いですか？
- A1 郵便局で普通為替証書を必要な手数料分（名簿訂正書換え：3300 円，再交付：3700 円）購入をし，必要書類と一緒に送付してください。
- Q2 申請をしてからどのくらいの期間で免許証を発行してもらえますか？
- A2 1 か月前後で発行されます。
- Q3 収入証紙はどこで購入できますか？
- A3 以下 URL 記載のお近くの販売店で御購入ください。
<https://www.pref.kagoshima.jp/ai01/kurashi-kankyo/zei/syoshi/e5032217.html>
- Q4 他の都道府県で交付された免許証でも，書換え・訂正・再交付等を申請することができますか？
- A4 他都道府県で交付を受けた免許証の書換え・訂正・再交付の手続きは，免許証を発行した都道府県の担当課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。（鹿児島県では手続きできません。）
- Q5 氏名，本籍地の変更があり，名簿訂正・免許証書換え交付申請をしようと考えています。ホームページには必要書類に戸籍抄（謄）本と書いてありますが，どのような戸籍抄（謄）本を発行してもらえばよいですか？
- A5 氏名，本籍地が変更になった時期を確認できる戸籍抄（謄）本が必要になります。氏名，本籍地を複数回変更している場合は，現在までの変更の履歴が全て確認できる書類を提出してください。（改正原戸籍，除籍簿等）また，戸籍抄（謄）本は6 か月以内に発行されたものをご提出ください。

Q6 新規申請をしようと思いますが、養成施設を卒業してから、氏名、本籍地の変更があり、卒業証明書や単位履修証明書の氏名と異なっています。どのように申請すればよいですか？

A6 このような場合は、現在の氏名、本籍地に変更したことが分かる「従前戸籍の記載のある戸籍抄（謄）本での申請になります。住民票での申請は承れませんので、ご注意ください。

Q7 免許証をなくしてしまい、登録した当時とは現在名前も異なっています。どのような手続きが必要ですか？

A7 免許証の名簿訂正及び書換え申請・再交付申請を同時に申請する必要があります。申請には名簿訂正及び書換え申請、再交付申請のそれぞれの書類、手数料が必要になりますが、はがき・切手は1組の提出で問題ありません。

Q8 免許証の名簿訂正・書換え交付申請をしました。新しい免許証が発行されるまで、手元に資格を持っているという証明ができるものはありません。「申請中」とわかるような書類を発行してもらえますか？

A8 申し訳ありませんが、そのような対応は行っておりません。

免許証の登録番号及び登録年月日は、書換えや再交付申請後も変わらないため、申請をされる前に、免許証のコピーをお取りいただくか、免許証の登録番号及び登録年月日を控えていただき、証明を求められた場合には、「登録番号及び登録年月日」と「申請中」であることをお伝えください。

Q9 住所が変更になった場合も名簿訂正及び書換え申請をしなければいけませんか？

A9 住所の変更については、手続きの必要はありません。

Q10 診断書では、どの項目を診断してもらえばよいですか？

A10 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤の中毒者の有無を診断した診断書の提出をお願いします（1か月以内に発行されたもの）。